

「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例」の制定について

1 提案理由

本市において、新型コロナウイルス感染症予防対策と収束後の観光需要回復に向けた受入環境整備として、料金の支払に使用する IC カードの導入に伴い、当該 IC カードに記録されている利用可能金額の払戻し等に係る手数料を徴収する等のため、所要の改正をするものである。

2 改正内容

(1) IC カードの導入に伴う改正 資料 2 「新旧対照表」 P 5～P 6 参照

- ① 管理者は、料金の支払に使用する IC カードを発行することができる旨の規定の追加 (第 15 条)
- ② IC カードに係る利用可能金額の払戻し等に伴う手数料についての規定の追加 (第 16 条)
 - ・ IC カードに係る利用可能金額を払い戻したとき 220 円/枚
 - ・ IC カードを再発行したとき 510 円/枚

(2) 特殊普通旅客料金の上限額の変更に伴う改正 資料 2 「新旧対照表」 P 2 参照

- ① これまでの特殊券 (フリールートカード 1 日券) に加えて、市営バス、市バス及びねぶたん号において共通利用可能な特殊券を新たに販売するため、「1 日券」の記載を削除 (第 5 条)
- ② 特殊普通旅客料金の上限額について、「700 円以内」から「1 日につき 700 円以内」へ変更 (第 7 条)
 - ・新たに導入する特殊券 共通休日周遊券 1 日券 (AOPASS ワンデーパス)
 - 共通休日周遊券 2 日券 (AOPASS ツーデーパス)

(3) カード回数券 (バスカード) の販売終了に伴う改正 資料 2 「新旧対照表」 P 1～P 6 参照

- ① 回数旅客料金及びカード回数券に係る規定の削除 (第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 16 条)
- ② 施行期日の前日までに発行されたカード回数券については、当分の間、従前のおり使用できるものとする。(附則において経過措置を規定)

3 施行期日

公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日